

## 平成30年度 第10回 愛知県男子グランドシニアゴルフ選手権競技

開催日 平成30年10月17日（水）

開催コース 春日井カントリークラブ 東コース

〒480-0302 春日井市西尾町イモジ洞1071 TEL0568-88-0555

愛知県ゴルフ連盟

### ローカルルール

- アウトオブバウンズ（ゴルフ規則27-1）  
アウトオブバウンズの境界は白杭および白線をもって標示する。
- ウォーターハザード（ラテラル・ウォーターハザードを含む）（ゴルフ規則26）  
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- 修理地（ゴルフ規則25-1）  
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
  - 張り芝の継ぎ目：ゴルフ規則・付属規則I（A）3eを適用する。（ゴルフ規則164ページ参照）  
スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体はゴルフ規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、ゴルフ規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は2打。**
  - パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーン<sup>（注）</sup>の芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、ゴルフ規則25-1bの救済を受けることができる。（スタンスは除く）
- 動かせない障害物（ゴルフ規則24-2）
  - 排水溝
  - 人口の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
  - 動かせない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
  - 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーはゴルフ規則24-2b（i）の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は2打。**
  - 白線で囲まれたカート道路（No.2ホール、No.11番ホール、グリーン左側及び奥）に球が触れているか、意図するスタンス及びスイング区域の障害となる場合、指定ドロップ区域からプレーすることができる。
  - コース内の防球ネット（金網）  
この防球ネットが動かせない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。**このローカルルールの違反の罰は2打。**

### コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設（巻網など）はコースと不可分の部分とする。

### バンカー内の石は動かせる障害物とする（ゴルフ規則24-1を適用）

### 地面にくい込んでいる球の救済（ゴルフ規則25-2）

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げて、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。ドロップの際、球はスルーザグリーン<sup>（注）</sup>のコース上に直接落ちなければならない。（ゴルフ規則127ページ参照）

### 距離計測機器の使用

ゴルフ規則・付属規則I（A）7を適用する。

本競技において、プレーヤーは距離計測機器の使用によって距離の情報を得ることができる。正規のラウンド中にプレーヤーのプレーに影響する可能性のある他の条件（例えば、標高変化、風速等）を計測するために距離計測機器を使用した場合、プレーヤーはゴルフ規則14-3の違反となる。

### パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはゴルフ規則18-2、18-3、そしてゴルフ規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

## 競 技 の 条 件

- ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
- 参加資格  
プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。
- 競技委員会の裁定  
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

### 使用クラブの規格

「適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則・付属規則I（B）1a」を適用する。（ゴルフ規則176ページ参照）

### 使用球の規格

「公認球リストの条件・ゴルフ規則・付属規則I（B）1b」を適用する。（ゴルフ規則177ページ参照）

### プレーの一時中断と再開

険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間<sup>（注）</sup>にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。**この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則6-8b注）**（ゴルフ規則71ページ参照）

険悪な状況によるプレーの中断の場合の信号は、「1回の長いサイレン」とする。

プレーの即時中断 1回の長いサイレン

プレーの中断 連続する3回のサイレン（繰り返し）

プレーの再開 2回のサイレン（繰り返し）

### 練習

ホールとホール<sup>（注）</sup>の間の練習禁止（ゴルフ規則7注2）「ゴルフ規則・付属規則I（B）5b」（ゴルフ規則181ページ参照）

ホールとホール<sup>（注）</sup>の間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。**この条件の違反の罰や処置は『ゴルフ規則・付属規則I（B）5b』を適用する。**（ゴルフ規則181ページ参照）

### キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーは委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

**この条件の違反の罰は『ゴルフ規則・付属規則I（B）2』を適用する。**（ゴルフ規則179ページ参照）

### スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する。

### タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

### 競技終了時点

本競技は、競技委員長<sup>（注）</sup>の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

### 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

## 注 意 事 項

- 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
  - パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズの使用は禁止とする。
  - 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーはゴルフ規則25-3に基づいて救済を受けなければならない。なお、定義外の取り扱いをする場合においては別途、追加のローカルルールを掲示する。
  - プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合はペナルティを課す。
  - 競技委員会はゴルフ規則33-7に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
  - 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1カゴ（25球）を限度とする。注）230ヤード以上飛ぶクラブの使用を禁止する。
  - 使用ティーは、白マークとする。
  - プレー中、帽子を着用すること。ハウス内は脱帽。
  - 愛知県ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。**服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでもプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。**
  - コース内は、携帯電話を使用しないこと。※緊急時を除く
- 追 記
- 練習場は、午前6時30分よりオープンします。
  - レストランは、午前6時30分よりオープンします。
  - キャディバックは口径9.5インチ、重量13キロを超えないこと。また、サブバックの使用は禁止する。  
※但し、会場クラブで制限がある場合、会場クラブの制限に従うこと。

## 指 定 練 習 日

10月11日（木）15日（月）16日（火）のうち何れか1日とする。ただし、16日（火）は午後3時までにはプレーを終わること。指定練習日のスタート時間は前もって、春日井カントリークラブに申し込み予約すること。

TEL0568-88-0555

なお、キャンセルする際は、会場の規定によりキャンセル料が掛かる場合がある。予約時に確認すること。

また、練習ラウンドは1個の球でプレーすること。

競技委員長 鈴木文男

ドロップ区域の取り扱いについて

注：ドロップ区域を使用する場合、球のドロップまたは再ドロップに関して次の規定が適用となる。

- (a) プレーヤーは球をドロップする際にドロップ区域内に立つ必要はない。
- (b) ドロップされた球はドロップ区域内のコース上の箇所最初に落ちなければならない。
- (c) ドロップ区域が線で定められている場合、その線はドロップ区域内である。
- (d) ドロップされた球はドロップ区域内に止まる必要はない。
- (e) ドロップされた球がゴルフ規則 20-2 c (i - vi) に規定されている場所に転がりこんで止まった場合、再ドロップしなければならない。
- (f) ドロップされた球はその球がコース上に最初に落ちた箇所から2クラブレングス以内に止まり、(e) で規定される所に止まらなければ、ホールに近づいて転がってもよい。
- (g) (e) と (f) の規定のもとで、ドロップされた球は次の場所よりホールに近づいて転がりこんで止まってもよい。
  - ・初めの位置または推定された位置 (ゴルフ規則 20-2 b 参照)
  - ・救済のニヤレストポイントまたは最大限の救済を受ける地点 (ゴルフ規則 24-2、ゴルフ規則 25-1 またはゴルフ規則 25-3)
  - ・初めに球がウォーターハザードまたはラテラル・ウォーターハザードの限界を最後に横切った地点 (ゴルフ規則 26-1)